平成２１年第４回葛城市議会定例会会議録（第３日目）

１．開会及び閉会　　平成２１年１２月１７日　午前１０時０１分　開会
午後　３時１２分　閉会

２．場　　　所　　葛城市役所　議会議場

３．出席議員18名

１番	辻　村　美智子	２番	中　川　佳　三
３番	岡　本　吉　司	４番	春　木　孝　祐
５番	朝　岡　佐一郎	６番	西　井　　　覚
７番	藤井本　　　浩	８番	吉　村　優　子
９番	阿　古　和　彦	10番	溝　口　幸　夫
11番	川　辺　順　一	12番	赤　井　佐太郎
13番	川　西　茂　一	14番	寺　田　惣　一
15番	下　村　正　樹	16番	西　川　弥三郎
17番	南　　　　　要	18番	白　石　栄　一

欠席議員０名

４．地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	山下和弥	副市長	杉岡富美雄
教育長	大西正親	総務部長	大武勇吉
企画部長	森川重裕	市民生活部長	安川　登
都市産業部長	石田勝朗	保健福祉部長	花井義明
教育部長	高木久雄	水道局長	正田貴一
消防長	中島克比虎	会計管理者	森田源千代

５．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	福井良祝	書記	中嶋卓也
書記	西川雅大		

６．会議録署名議員　　４番　春　木　孝　祐　　13番　川　西　茂　一

７．議事日程

日程第１　一　般　質　問

日程第２　各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第１　発議第７号　奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書について

開　会　午前１０時０１分

下村議長　ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しておりますので、これより平成21年第４回葛城市議会定例会第３日目の会議を行います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

日程第１、昨日に引き続き一般質問を行います。

７番、藤井本浩君の発言を許します。

７番、藤井本君。

藤井本議員　おはようございます。ただいまより私の一般質問に入らせていただきます。

私の今回の一般質問は２点についてでございます。

まず１点目については、子ども・若者育成支援推進法、これは本年７月に公布されたものでございますが、その対応についてということでお伺いいたします。

まず、この法律の背景というものは、子ども、また若者をめぐる環境の悪化、またニート、引きこもりなど、若者の抱える問題が深刻化しており、従来の対応では限界があるということが指摘されたことに基づき、つくられた法律でございます。ここで私の言う若者というのは、ここでも定義されているように、20代も含め30歳未満、29歳以下というふうに定義づけられているものでございます。これに対し、本市の考え方、また方針をお聞きするものでございます。努力義務とされております子ども・若者計画の作成というものを含んでお答えを求めたいと思います。

次に、若者をめぐる問題が深刻化する中で、葛城市の問題というものの状況をどのように把握されているのか、問題の発生状況を把握されている、わかる範囲でお答えをいただきたいと思います。さらに現在、葛城市では義務教育、小中学生の間は適応指導教室などの対応を実施されているところでございます。成果が上がっていますが、いわゆる中学卒業以降の20代も含め、若者を支援する窓口というものがない状況にあります。相談をする、話をできる窓口を設け、問題解決のための入り口をつくる必要があると考えます。また、その世代の悩みや問題は複雑であるというふうに予想されるため、教育委員会のみならず他部署、また地域の各団体を含めた協議会などのネットワークづくりが必要とされていますが、どのようにお考えなのかをお示しいただきたいと思います。

２点目の質問は、新庄クリーンセンター職員の残業問題についてであります。

私は、ことし３月の定例議会の一般質問においても、内部調査についてということで、今回同様の質問を行わさせていただきました。この時点では百条委員会の調査にお任せしたい、各職員が百条委員会できちんとお話をさせてもらいたいというご答弁をいただいたところでございます。本年９月に当委員会の結果報告をされ、調査は終了されていますので、以降の進捗についてお伺いをするものでございます。また、市議会の報告として出されました百条委員会の報告書そのものをどのように受けとめられているのかについてもお答えをいただきたい。

この問題は、平成18年度に1,600時間以上の残業、また平成19年度には1,300時間以上の残

業手当がクローズアップされ、問題視されました。そして、平成20年度から改善というものが図られ、平成21年度からは完全委託の方法で問題解消に努めてこられました。では、平成18年度、平成19年度の勤務及び運営体制と現在とはどのように違うのでしょうか。人員を中心とした体制の違いについて、まずお答えをください。

さらに、平成18年、平成19年度は、この問題とされる当該職員の休日出勤による残業手当が大きく膨らみ、そんな残業勤務はあり得ないというふうに新聞などで報道もされたわけでございます。現在は休日、その業務も月１回と、ほとんどなくなったというふうに聞き及んでおります。正常化されたと言っていいでしょう。では、その部署、焼却炉の人件費の総額というものは、平成18年度、平成19年度、問題とされております異常な残業手当が支給されたと言われていますこの２年度に比べ、現在どの程度減少したのか、数字、金額でお示しをいただきたいと思います。

平成18年度、19年度、問題とされるその当時に比べまして少なくなったその差額というものは、仕事の成果という見地からいって不適切な残業の、イコールではないですけども根拠となるというふうに思料いたしますが、いかがでしょうか。ご所見を求めます。

この残業問題の一連の流れから、この職員の担当業務に対する不当な残業手当というのであれば、当時の管理者である上司に対しても、その責任は重いものがあると考えます。また、百条委員会の結果報告の最後には、一番驚いたのは、この部署の管理体制であったというふうにも指摘をしております。この件についても、どのようにお考えか、お答えを求めておきます。

最後に、この残業問題が新聞に報道されたのは昨年の７月末であります。そして、数日後の８月５日の新聞には前市長の出馬表明と並び、それよりも格段大きな字でこの問題が一面を飾っています。それほど大きな問題であったにもかかわらず、現在１年４カ月以上たった今も、また、現山下市長誕生後、既に１年たった今も、いまだ終結に至っていません。市民が求めるこの残業問題の終結、いつなのか。それとも、今月告訴されました廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反、いわゆる燃やしてはならないものを燃やした、こんな措置で終わってしまうのか。この問題の終結、ファイナルはいつなのかということについて、最後に答弁を求めておきたいと思います。

再質問は議席で行います。よろしくお願いいたします。

下村議長　教育部長。

高木教育部長　７番、藤井本議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、質問でございますが、子ども・若者育成支援推進法への対応についてということの質問で、要旨といたしましては本市の考え方、方針。それから努力義務であるが、子ども・若者育成支援計画の策定は。若者を含む、20代を含む問題が深刻化する中で葛城市の対応は。それから４点目、窓口の必要性、ネットワークづくりはということの４点でございます。

議員ご指摘の子ども・若者育成支援推進法でありますが、その背景にあるのは次の３点の問題がございます。児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報のはんらんなど、子供、若者をめぐる環境の悪化。２点目といたしましてはニートや引きこもり、不登校、

発達障害の精神疾患など、子供、若者の抱える問題の深刻化。３点目といたしまして、従来の個別分野における縦割り的な対応の限界ということでございます。これらを見ますと、法の背景として現代の我が国の社会が抱える子供、若者をめぐるさまざまな問題の悪化、深刻化、また、それらに十分に対応できない支援の問題が注目されていることが理解できます。子供や若者が健全な成長を遂げ、自立した社会人として地域や世の中に貢献できるようになってほしいと願うのは、大人だれしもの願いであるところでございます。本市におきましては、既に開設している適応指導教室において、小中学生にとどまらず、中学校卒業後の子供たちにも、その自立を目指して支援活動を展開しておるところでございます。今後は、これらの子供たちに加え、義務教育期間を過ぎた方々の自立を目指し、必要に応じてさまざまな支援を進めていくことが大切であると考えているところでございます。

このほどの法律は、青少年の枠を超えてゼロ歳児からおおむね30歳代を対象として施策を推進することとなっております。本市といたしましても、この法の趣旨を受けとめながら、地域や世の中のあすを担う若者をしっかりと育成することの重要性にかんがみ、他の取り組みにも学びつつ取り組むべき方向を探ってまいりたいと考えております。その取り組みの中で、子ども・若者育成支援推進計画、さらに支援のための新しい窓口やネットワークにつきましても具体化の方向を探ってまいりたいと考えておるところでございます。なお、本県におきましては、今回の法を受けて、子ども・若者育成支援に係る事業をモデル的にスタートさせたいとの考えもあるように聞き及んでいるところでございます。今後は教育委員会だけにとどまらず、関係部局とも協議を重ね、市全体の取り組みとして進めていきたいと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長　市民生活部長。

安川市民生活部長　７番、藤井本議員さんのご質問にお答えいたします。

新庄クリーンセンターの職員の残業問題についてということで、まず３月議会におきまして同じ質問を行っているが、その後の進捗はどうなっているかということでございます。

まず、３月議会定例会におきまして、藤井本議員さんの一般質問にございましたクリーンセンター運営改善委員会のその後の進捗状況でございますが、その際、まず残業問題については当時の関係者が調書を作成し、その後、審議に入ること、次いで、一般廃棄物の収集を含めたクリーンセンターの運営に係る問題を提起して住民サービス向上のため、その改善に向ける協議の場とすることの２点を、この委員会の運営方針として回答を申し上げました。委員会開始当初は、タイムカード等の関係書類が百条委員会が開催中でございますので確認できなかった関係上、まずクリーンセンターの運営の改善に着手することといたしました。

この結果でございますが、従来より市民の皆さん方から、以前より要望がございました収集間隔の均一化を図るため、収集日の変更を行いました。また、実施しておりませんでした新庄地区での新聞紙、雑誌、段ボールなどの資源ごみの回収を10月から毎水曜日を開始し、当市の一般廃棄物処理計画で推進しております３Ｒの１つでございますリサイクルとして取り組みを始めました。また、し尿収集職員によります浄化槽点検指導業務を開始したこと等

の改善をいたしました。

９月中旬以降に百条委員会の議事録が開示され、提出しておりました関係書類が返還されました以後は、残業時間やペイント缶などの不法処理に関しましては、タイムカードや関係書類等の精査を行いました。この残業問題に関する精査には相当の時間を要することとなり、今しばらくご猶予をお願いいたしたいと思います。また、ペイント缶での不法処理に関しましては、百条委員会における当該職員の供述をもとに９月中旬に現地確認を行いましたが、当該地を特定することはできませんでした。その後、９月30日に、現在電気店の営業所である場所において、平成19年当時の塗装業者が倉庫として使用していたとの情報提供がございまして、現場確認を行い、大和高田市田井新町での住所表示を確認いたしました。その翌日、当時の地権者を確認し事情聴取を行ったところ、塗装業者に当該地を貸していたとの証言を得た次第でございます。しかしながら、家屋は人手に渡っておりまして、当該塗装業者は居所不明の状態であり、市役所、法務局におきまして住民票等の書面をもって事実確認ができた次第でございます。

続いて、10月29日に当時の焼却炉運営会社の委託会社でございます株式会社シンキ社長に当時の関係派遣職員複数の事情聴取をお願いいたし、11月12日に事情聴取に対する回答書が参りました。この回答書におきまして、ペイント缶の不法処理につきましては、その事実があったことを再確認することができました。

これらの調査をもとに11月17日に委員会を開催し、告訴についての協議を行いました。協議の結果でございますが、百条委員会における本人の供述が揺るがせないこと、不法行為の事実が関係派遣職員の証言により再度確認できたこと、委託者がその当時倉庫として使用していたことの確認ができたこと、また現在、居所不明により、これ以上の調査は不可能との判断から、顧問弁護士との協議の末、司直の手にゆだねることと決定いたしました。12月３日午前10時30分に奈良地方検察局に告訴状を提出したい旨の申し出をいたしましたところ、本日来ていただいて結構ですとの返事を受け、当日、告訴状を提出いたしました。あくまで一時預かりとしての処理をされました。

続きまして、市議会の報告、百条委員会の受けとめ方というご質問でございます。続きまして、市議会が提出された百条委員会の報告の受け方につきましては、長きに渡りご労苦をかけましたことをまず御礼申し上げます。議会の皆さんの行政に対する負託を真摯に受けとめ、不法行為に対する処理を含め、でき得る限り善処してまいります。結果といたしましては、議会並びに市民の皆さん方にご報告をする所存でございます。

次の質問でございます。平成18年度、平成19年度の勤務形態と現在の違いは。また、平成18年、平成19年の人件費と現在の差額は。次に、少なくとも上記人件費の差額は、仕事成果から見て明らかな過払いと判断できないかというご質問でございます。次に、平成18年度及び平成19年度の勤務体制と現在の違い、並びに焼却炉に係る人件費と現在の差額について説明を申し上げます。

焼却炉の勤務体制は、平成18年度及び平成19年度につきましては市職員１名と委託業者５名の６名体制で焼却炉を稼働しておりました。平成21年度につきましては全面委託をし、市

の職員は携わっておらず、委託会社社員６名で稼働しております。焼却炉運転委託費または委託料及び職員の年間給与を含めまして、平成18年度におきましては3,897万1,000円、平成19年度におきましては3,799万円、平成20年度におきましては4,191万7,000円、平成21年度につきましては4,200万円でございます。結果といたしましては、前年対比は８万3,000円の増額で、ご質問の平成19年度では401万円の増額となっております。

平成20年度当初は焼却炉操業の直営を継続するのか、完全民間委託に踏み切るのかの選択がございました。直営を継続するには、最低もう１名の職員を配置しなければなりません。体制的には市職員２名、委託社員４名の６名で16時間操業を行います。１班は市職員１名と委託社員２名の３名で、２班編成になります。しかしながら、その職員がひとり立ちするまでは、おおよそ３年が必要でございます。その間、業務を指導するに当たり超過勤務が発生いたします。加えて、新しい勤務体制をとるならば、当然のことながら労働基準法を遵守しなければいけません。また、職員の健康状態を考慮し、さらに多くの人員を配置しなければいけない状況でありました。したがいまして、直営には労務管理上等、限界があると考えられました。反面、全面委託を考えますと、専門知識を有する委託会社と社員による運転が即時にできるという利点がございます。また、運転業務全般や労務管理等は業者の業務範疇に入ることとなります。このような理由によりまして、平成20年５月より前理事者の意思決定によりまして、焼却施設運転の全面業務委託を行うことになったという経緯でございます。

以上のことにより、職員に過度の超過勤務をもって運営しておりました状況と職員の配置、人数等、操業体制が以前と異なっております。したがって、現在の契約金額だけでは一概に比較できないものと判断しております。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長　企画部長。

森川企画部長　藤井本議員さんのあとの残りの当時の責任者及び管理者に対する管理責任、また、この問題の終結はいつの時点かという、この２点について答弁を申し上げたいと思います。

まず、管理責任のことでございます。その当時の理事者を含めます責任者及び管理者に対する管理監督でございますが、その多くの方は現在、退職しておられますので、管理監督責任を問うことは困難ではないかと考えております。しかし、現在、在職しております職員に対しましては、何らかの処分を下す必要があるものと考えております。

次に、この異常な残業問題の終結の時点でございます。この問題の終結につきましては、地方検察庁の捜査により関係書類が多数押収されましたことで、また、当該職員の体調不良により事情聴取ができないことによりまして、早急に結論を出せる状況ではございません。ただ、今申し述べました事情により、刑事訴訟の推移を見守りつつ、押収されております関係書類の返却、当該職員の事情聴取が実施できまして後、顧問弁護士とも十分協議の上、慎重に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

下村議長　７番、藤井本君。

藤井本議員　まず、子ども・若者育成支援推進法についてどうするんだという質問をさせてもらって、

これは、ことしの７月に公布されたものですけども、お答えとして、市全体での取り組みとして考えているという答弁をいただいたところでございます。今、私が注目しているのは、小中学生じゃなくて、例えば高校生、それ以上の人ですね、それから20代、この辺は非常に悩んでるだろうなというのについて注目をして、またこの法律ができましたのと相まって、今回、質問をさせてもらったところでございます。

青少年白書というのを今、持ってるんですけども、これを見てみますと、平成20年度というのは、この青少年の、葛城市じゃなくて、こういうのは全国の話ですけども、どういう状況かというと、ここで言う青少年というのは30歳未満の人、29歳以下の人を指してるんですけども、まず人口の割合とかからいうと、平成20年度から全人口の30％を割ってしまって３割もいなくなっちゃった。かなり減ってるわけです、ゼロ歳から29歳以下の方が。平成20年度、その時点から３割減っちゃった。急なスピードで減っていますよ。平成になったころは40％が若者と言われた人がいたのが、今、平成20年度には30％まで減っちゃったと、こういう状況があります。また、ここへ来て、平成20年度、どういうところが注目できたかというと、結婚する年齢、晩婚化というんですか、これも男性の場合ですけど、30歳を超えちゃったのが平成20年度、こういうふうな状況にあります。

私らも思い出にあるんですけど、皆さんもそうだと思います。やはり10代終わり、20代の終わりというのは、非常に自分の抱える問題というのは、私自身も振り返ってみて、その当時に戻ってみると、何であんなことで悩んでたんやろうというものが悩む時代だった。我々の考え方とまた違うわけですよね。そういった中で、こういうのを読んでみますと、ここ５年、10年前まで青少年で暴走族という話があったでしょう。最近、皆さんはどう思われてるかわからないですけど、暴走族そのものは減ってると思いませんか。ばんばんと音を立ててるというのをあんまり見なくなったと。これは、いけないことなんですけども、数がかなり減っているんですよね。暴走族は、私は何も肯定してるわけじゃないけども、青少年の何か晴らすというか、はけ口になっていた部分があるんですが、それすらも減ってきてる。認めてはないけども、そういう状況に今、あるわけです、若者というのはね。どういうのがふえてるかというと、家庭内暴力とか、そういった部分が非常にふえてきていると。これなんかを読んでみますと、特にお母さんに対する家庭内暴力がふえているらしい、そういった資料等も見られるところでございます。

これをずっと言っていくわけにもいかないので、私自身、この青少年白書を読んで、また、この法律改正を見ていった中で、先ほど部長が答えていただいて、若者も含めた推進の計画をつくっていかなければならないと。こういう中で、きのう辻村議員さんからありました青少年センターですな、これは市長の方も前向きに検討したいという答弁をもらっておりますので、そういう方向だなという思いは持っておきますけども、市でやるというより、小中学生の場合は市単位、行動範囲が市の中だけであるわけですな。しかし、高校生や20代になってしまうと、かなり行動範囲が広くなってしまうと。そういったところからいくと、青少年センターをつくっておられるところでは、きのうもお話がありましたけど、青少年補導センター連絡協議会と、奈良県でそういう協議会をやられている。また、大和高田では中南和の

そういう協議会をやられてるということで、早くそういう部署をつくって、広域な部分で考えていかなければならないんじゃないかなというふうに考えておりますので、きのうおっしゃってました青少年センター、またそれに匹敵するような窓口というものを、ぜひ、私からもつくっていただきたいというふうに思います。そして、県全体でのお話に入っていただかないと、行動範囲が広くなると、そういった見地から私からもお願い申し上げておきたいと思います。

私、つくってないんで、話あちこちになりますけど、さっき申し上げた白書を読んで感じたことは、今、青少年の抱える悩みというのは、先ほど部長からも答弁ありましたように、非常に我々の時代と違って複雑化してきて、深刻な状況にあると思います。しかし、その精神状態というのは、やはりその年代、年代に応じて、10代、20代、20代の後半となるわけですね。何が大事かというと、これから計画をつくられる中で私からお願いをしておきたいんですけども、これを読んでいて感じたのは、まず居場所がないというところが指摘されています。それに対して何がいいかと。いろんな催しをやっておられるとこあるけど、私自身が読んだのはスポーツ、体を動かすということでそれが発散されるというふうにも指摘をされてます。これから計画をつくる中で、例えば葛城市には体育館やったら体育館、体育館は３つありますよね。こういう体育館を、高校生なんかでクラブ活動とか、また大学生でも何かやってる方はいいけども、青少年のために使ってもいいよという日をつくるとか、何か、そういう市として、やっておられるところはもちろんあるんですよ。今、時間をもてあましている人、自分が何かしようか、例えば３人、５人、悪い言葉で言うとたむろするというんじゃなくて、何かそういう方らにも提供できるような対策というんか施策というのを考えていただけたらありがたいというふうに思います。スポーツ団体しか貸出ししませんよとか、地区しか貸出ししませんよじゃなくて、ちょっとした、例えば時間を設定して、そのときに来なさいよという部分があってもいいんじゃないかな、こんなことも考えております。

もう一つは、先ほどから居場所がないと言いますけど、若者のいいところは社会貢献をしたいというのもアンケート上、出てるんです。だから、市長がよくボランティアをご検討もされてるし、お話されてますけども、青少年を対象としたボランティアのシステムというんですか、ステージというんですか、こういうことも検討されて貢献度を上げてもらう。そうすることによって、みずから自分自身の自尊心、自分自身というのを見出せるということも考えられるというふうに私自身は読み取りました。いろんな読み取り方はあると思いますけども、こんなことも踏まえて検討、また計画の中づくりに、もちろん相談する糸口である窓口というのは必要ですよ。しかし、計画をする中で、市の対策としてそういうことも盛り込んでいただきたいなというふうに思います。この件については再答弁は求めませんが、もし市長の方で違ったご所見あれば、言ってもらっても構いませんけど、再答弁は求めません。

次に、新庄クリーンセンター残業問題についてと。３月にもして、藤井本はまた言うとると、こういうふうにお思いかもわかりませんが、私自身、なぜこれにこだわるというか、何度も言うかというと、今議会で葛城市は新しいクリーンセンターを建設しようと、クリーンセンター建設特別委員会というのをつくっているわけです。前向きに言えば、葛城市という

のは、これから新しいクリーンセンターをつくっていかなあかんわけです。しかし、世間、市民は、クリーンセンターといえば、やはりこっちの問題に行ってしまう。インターネットで葛城市というのとクリーンセンターと入れたら、検索したら残業問題と出てきます。これが、やはり早く、先ほども言ったように、こんなことをずっと続けているということ自身が、もう少し何とかならないかと、これは非常に強い思いを持ってる。私は、もっと言っていくと、ちょっと言いたい放題に言って済みません、これは葛城市の病やと思ってます。しかし、この病にメスを入れたのは、やはり市長が中心になって議会議員のときからメスを入れられた。私、これは立派やと思います。メスを入れたのはいいんだけども、なかなか完結しないわけですな。皆さん、市民の方はどう受けとめられてるかわからないけども、そういうことを言っていいのか、体でいうと胃が悪いから胃にメスを入れたのに、ほかのところの話は出てくるんだけども、この胃の話が出てこない、要するに残業というものがどうであったのかということについて出てきてないわけですね。やはりメスを入れられた以上は、どうなってるということをきちっと早く対応する必要はあると思います。これを体で考えたら、胃が悪いねん、胃が悪いのに病院へ行ってもメスを入れられてんけども胃の状況がどうなってるかわかれへんと。ほかのとこはこうやねんということはわかったとしても、不随する部分、周りの部分はわかってるんですけど、中心とする核となる部分が出てきてないということについては私、せっかくメスを入れられた、市長はその部分について、やっぱりその責任を持ってやっていただきたいと。

これが、先ほど私、冒頭で申し上げた、もう新聞に掲載されてから１年４カ月以上、もう１年余りたっているわけですよね。だから、きのうの一般質問でもありましたように、選挙期間中にいろんな声を聞いて今回、一般質問されてますという議員さんも数名おられました。私も選挙期間中にこの話はたくさん聞きました。市長も大字懇談会とかに行ったときにこの話は聞かれてると思います。しかし、一向に残業がどうであったのかということについてはいまだわからない。

そこで、私自身も今、悩んでるんですけども、平成18年、平成19年、問題とされている時点、このときは職員１名で委託の人が５人であったと。これを解決するのに平成20年度に取り組まれた。それで、平成21年度には完全に委託６名になった。人数的には一緒なわけです。だから、全て委託になった、１名だけが変わってしまったと。今まで全て直営でやっていたものを委託にしたという比較じゃなくて、問題となっている当該職員の部分が、数だけで言えば委託になってしまった。

私が聞き及んでいるのは、この職員の残業問題で一番問題となっているのは休日出勤、これが必要であったのか、どうだったのか。今現在は休日出勤もされてないということになると、全体としての人件費は私自身は何ぼか下がっただろうというふうに考えましたので、３月議会でも申し上げたとおり、返してもらうべきものは早く返してもらいなさい、返してもらおうということを申し上げるつもりで、幾ら下がったのですかというふうにお聞きしたら、平成19年度と現在とを比較すると、焼却炉に係る費用、運営費というか人件費は401万円ふえてるというんですね。もう一つおっしゃったのが、これは前理事者の意思決定なんだという

こともおっしゃった。だから、今の体制というのは、前理事者がこれを解決しようということでされたということも今わかったんですけども、私はやっぱりこの400万円ふえてると、人数がふえたとかいう問題じゃなくて、同じ人数体制で職員が委託に変わった、日曜の業務もなくなった、幾ら減ったのですかというと400万円ふえました、これ自身、本当に納得できない部分です。400万円ふえた理由に、ちょっと私、控えなかったですけども、いろんな管理監督をせなあかんねんとか、委託だけと違ってとおっしゃられた。かわった職員というのは、前の当該職員からかわってるわけですから、残業そのものが400万円ふえた、増額されたということでご説明されてるんですけども、私自身は当該職員の、確かに中抜けとか、そういうことがあったにしろ、職務に対する費用は妥当だったんですというふうにも聞こえないことはないんですけど、その辺をどのようにお考えになっているのか、お聞きをしておきたいと思います。

それと、百条委員会の受けとめ方ということで、百条委員会を真摯に受けとめますということですけども、３月の定例議会で私が一般質問したときの市長の答弁は、調査そのものは百条委員会にお任せすると、こういうことやったわけですな。こういうふうにされてるわけです。その中で、お任せした中で、百条委員会としては千何時間の残業というものは確かではないと。しかし、それを確定させる、これは確定できないと思います、私も。だれが考えてもできないと思います。そんな中で、どういう形で処分をしていこうというふうに考えられてるのか。それとも、処分をされないそのものが、今、申し上げてるように、残業そのものについては問題がなかったということも今新たに出てきてるのか、そういったことも含めて市長にお答えを求めておきたいと思います。

懲罰規定とかいうのを読んでみますといろんな規定もあるわけですよね。どこやったかな。

下村議長　藤井本議員、もうちょっと明確にやらんと時間がね。明確な質問をしてください。

藤井本議員　はい、済みません。

懲罰の基準というのもあるわけですね。だから、懲罰委員会を開いて、早く処分ということもしていかなければならない、これが終結だということをおっしゃてるわけですから、そういった意味で、ちょっと私もごめんなさい、議長に言われましたので、そういったところで結構ですので、市長の答弁を求めておきたいと思います。

下村議長　市長。

山下市長　まずもって藤井本議員にお礼を申し上げたいと思いますけれども、本来でありましたら、こちらの方から、この調査委員会の報告を中間報告という形でさせていただかなければいけませんのに、このような機会を設けていただきましたことを心より御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

いろいろとお話をいただきまして、その中で、こっちで言っておられることとこっちで言っておられることとちょっと違うようなお話もあって、正直戸惑っている部分もあるんですけれども、残業の問題、これはもう早うせなあかんと。悪いとこあんねんやったら切らんとあかんやないかと、早う処分せいと、切ってまえというお話がありながら、こっちでその残業時間というのは特定できないと思いますというふうに断定をされて、どやねんということ

もありますけれども、こちらの体制としては、３月議会のときに藤井本議員から強く、早く終結をしていかなければならないとこはちゃんと調査せいというお話もいただいて、そういう議会からの後押しもあって調査に入ろうとしておりましたけれども、先ほどからのうちの部長の報告のとおり、百条委員会の方に資料が全て行ってしまいましたので、その調査をすべき手段というものがなくなってしまったというのも今の報告でご理解をいただけるんじゃなかろうかなというふうに思います。

その後、今、るる説明をしましたように、うちの方に資料が返ってきてから調べさせてもらって、うちも本来、調査機関ではないのにいろいろと調べることもできたのは、いろいろな幸運も重なってと思いますけれども、とりあえずわかってる範囲で、本人もペイント缶の焼却ということは認めているということで、その分について、うちは明らかに違法であると本人も認めているということで、先に告訴させていただいたということでございます。

これは、議会からのご指摘を真摯に受けとめて、できるだけ早い決着という中で先にさせていただいて、決して間違っているというふうには思っておりませんけれども、残業時間の問題につきましては、本人は中抜けを否定しておりましたし、そのことについて、やはり検証していかなければならないということもあります。とにかく悪いねんから切れと藤井本議員はおっしゃるけれども、ちょっと悪いやろなと、レントゲンで悪いというのがわかっておっても、どういう病状になっているのかとか、いろんなことをやっぱり検査をしていかなあかん。やっぱり本人からも話を聞き取って、しっかりとその裏づけもとっていかなあかんというようなことをさせていただいて、職員の処分というのは、やはり非常にデリケートな問題だと思いますし、人１人の一生というのを左右していく大きなことでもあると思いますんで、慎重に対応させてもらわなければならないだろうと。本人から話も聞かずに処分するということはあってはならんという思いで、本人に何度か申し入れをして、委員会の方で、これは副市長が委員長ですけれども、委員会の方で何度か聞き取りをしたいということで申し入れをしましたら、本人が、病院と医師と相談をした結果、今まだそういうのを受けれる状況にはないということで、１度目は断りの連絡が入り、いま１度、告訴をするに当たり、その前に本人の話を聞こうということで段取りをさせてもらって、家まで行ってその話を聞こうとしたら、本人が病院で診断書をもらって３カ月の自宅療養をしなければならないというお話がありましたので、それも聞き取りができないという状況になったわけでございます。

病気だとなっている人間を無理やり引っ張ってきて話を聞くということもできませんので、本人の分の聞き取りの方については、また体調がよくなってからちゃんと話を聞かせてもらおうということと、あと、またいろいろと、きちっと残業の問題についても調べていかなければならないと。先ほど言いました運営会社の方とも連絡をとらせてもらいながら、運営会社で当時働いていた職員にも聞き取り調査をしてもらいながら、時間の確定を確かなものにしていかなければならないでしょうし、そのあたりというのは本人が否定をしている以上、きちっとした捜査をしていかなければならないだろうというふうに思って、慎重に対応している。また、いろいろと地検の話とか出てまいりましたけれども、地検の方としても捜査をされておる関係上、こちらの方も資料も手元になくなっている部分もございますので、その

あたり、資料が戻ってまいりましてからしっかりと調査をさせていただいて結論を出させていただきたい。また、そのことによりまして、残業の問題が一定の決着を見ましたならば、当該職員の処分はもとより、先ほど企画部長が申し上げました、前の理事者初め管理者の処分というのを行っていきたいと思いますけれども、辞められた方というのはこちらで処分するわけにはまいりませんので、残っておる当時の管理監督責任をする立場にあった者に対してきちっと処分をしていくということで、最終的な終結をさせていただきたいというふうに思っています。

それと、当該職員とかが残業をやりながら回していた状況、平成18、平成19年度と平成20年度、平成21年度、明らかに金額が上がっておって、それやったら前のままでよかったんやないかというお話やったと思うんですけれども、大変僕は残念なんですけれども、我々はコンプライアンス、法令遵守ということを第一にやっておる。公務員というのはそうでなきゃだめだというふうに思いますけれども、しっかりと法律に基づき、条例に基づき仕事をさせていただいているわけでございます。ましてや、こちらの職員が明らかに法律を違反して、労働基準法に違反をして残業しているような状況があったならばそれは改善していかなければならないでしょうし、平成17年度、この前のときは、うちのベテランの職員がいらっしゃいまして、そのときはアルバイトだったのかもしれませんけれども、そのときの合計の残業時間が2,700時間ほどあったというような報告も聞いておりますんで、そういう部分も含めて何が適当なのかということも考えていかなければならないし、それが本当に適当な残業なのかどうなのかというのは、先ほどの残業時間の問題も含めて断定はできませんけれども、もし本当に働かなければならないような状況であるならば、法律に違反するようなことを私は職員に強要することはできないというふうに思っておりますんで、委託の金額が高いか安いかというのは、今ここで断じることはできませんけれども、法律に違反しない方法を前の理事者というのは選択をされ、私もそれをさせていただいているというふうに思っております。

この問題というのは、本当に早く解決をしてほしいという市民の願いというのは、よくよく私もわかっておりますし、先ほど藤井本議員がおっしゃったように、大字の懇談会なり、またいろんなところでそのようなお話を聞くわけでございますけれども、私としても、何としてもこれは解決していかなければならないし、葛城市にそのような状況があったならば、改めてしっかりとした職員の管理体制も含めてただしていかなければならないというのは、これはもう胸に刻んで、日々仕事をしております。

しかしながら、先ほど申し上げましたとおり、法令遵守というところからしっかりとした体制をとっていくということと、職員の処分であるということは軽々には判断はできないということでございますんで、どうかご理解をいただきたいというふうに思います。

また、これからの経過なり何なりということは、また、議会の方にも、また市民の方にもご報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

下村議長　７番、藤井本君。短時間でお願いします。

藤井本議員　もう５分もないんで。１つ、市長、勘違いしないでくださいね。私、前の体制の方がええと、今、そういう残業をようけさせてる方がええと、それの方が安いからと、そんなこと

は決して言ってませんから、それはご理解くださいね。新たな問題として、クリーンセンターをクリーンにという改善する中でやられておる、これは、これでいいじゃないですか。そやけども、それよりも400万円ふえてると、このことは、今ここで議論はできないですけども、それを言ってるわけで、安くなるのが普通やろうというふうに私は申し上げたけども、横ばいであったとしても１人が変わったから400万ふえましたということを申し上げただけで、これはおかしいんじゃないですかと言ってる。元に戻りなさいなんていうのは、私、一言も言ってませんからね。これはちょっと認識のところから変えてくださいね。

それと、人を検査していく中で、私は病だというふうな形で申し上げて、市長からもレントゲン、検査が必要でやっているんだと。これはこれで確かにそうです。しかし、冒頭申し上げたように、この問題やっぱり１年何カ月かかる、レントゲンや検査、何ぼやっててもかかるというのは、やはり長過ぎると思います。その間に、理由として、ここにおられる方はわかっておられるかわからないけども、百条委員会があったから、それがそっち行ってますねん、今度、検察庁が入って書類が押収されたから行ってますねん、ここの中ではそうなっているかわからないけども、市民はそんなことじゃないです。この残業問題どうなっているんですか、もう１年何カ月たっているんです、うやむやになるんですか、この程度のもんになっているからね。私が質問して冒頭、市長がありがとうございますと言ってくださったのがそうかもしれないけども、そういうことを言っておきたいと思います。

それと、知らなかったんですけども、本人から話を聞きたいんだけども、自宅療養で病気になられているという診断書が出ているわけですね。これ、ちょっと私知らなくて、お話を進めてましたけども。しかし、どこか、公園でしたっけ、働いているときもあったんでしょう。現時点ではそういうことかもしれないけども、なぜそのときにされなかったのかということについては……。

（「やった」の声あり）

藤井本議員　やった。はい。今、答弁の中では、自宅療養中でされてないということでありました。

もう一つ、やはり何でも早くしてほしいというのは、今、11月になって告発された廃掃法の、これはもう決まってんから、告訴されましたけどね、これだって、９月の最終報告を受けて今になったとおっしゃるけど、本人が認めたのは７月末ぐらいでしょう。市長が３月のときに、私が質問したときには、ちゃんとした答弁は百条委員会の証言をちゃんとしてもらうということなんだから、７月にされたんだったら、もっと早くそれは動くことができたと思います。何もかもが、私の言いたいのは遅くなっている。市長がおっしゃっているように、レントゲンもして、いろんな検査をしてるんだと、これはこれでいいです。しかし、余りにも長くなっちゃうと、私、冒頭申し上げたように、この問題は葛城市の本当に病やと思ってるねんから、これをもっと早くしてほしいと思う。いいものならいい、これは、実はこういう事情があったんで、やむなくこうなったんだという部分なのか、明らかに故意的にだめだったのか、犯罪、罪なんだと、こういうところをきちっとね。やむなくしなければならないというのも出てくると思う。それはそれでいいです。そこをきちんと分けていかないと。

時間が参りましたので以上にさせてもらいますけど、何遍も申し上げていますように、早

くファイナル宣言ということをご期待して、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

下村議長　藤井本浩君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休　憩　午前１０時５８分

再　開　午前１１時１６分

下村議長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、９番、阿古和彦君の発言を許します。

９番、阿古君。

阿古議員　議長の許可を得て私の一般質問をさせていただきます。

１点目は、子ども・若者育成支援施策についてであります。多様化する価値観やライフスタイルの中で、子供たちを取り巻く環境は急速に変化し、青少年の健全な育成に迅速に、そして適切に対応するのは難しくなっています。子供の成長に伴い、さまざまな子供たちに関するボランティア活動をさせていただいていた中で、教育現場での子供たちの悩み苦しむ姿が問題事象としてあらわれるたびに、家庭環境の重要性や社会環境の整備や総合的な取り組みの必要性を強く感じてきました。そして、新市建設計画に子供たちに関する全ての相談や悩みごとに対応できる施設として、縦割り行政の壁を乗り越えたセンター方式での本当の意味での子育て支援センターの施設整備の必要性を当時の旧町の教育長に強く提言したのは７年も前になります。

ことしの７月８日に子ども・若者育成支援推進法が公布されました。この法律の子ども・若者育成という言葉は、乳幼児期－義務教育年齢に達するまで－と、学童期－小学生の子供－、そして思春期－中学生から18歳まで－と、青年期－18歳から30歳未満の若者－の従来の青少年、ゼロ歳から30歳未満の者の育成をわかりやすく表現した言葉ですが、この法律の基本理念はご理解をいただいているものと思いますが、県においては、子ども・若者育成支援推進法公布前より、青少年の抱える諸問題への取り組みをされていますが、来年度より新しくモデル的試行を模索していると聞き及んでいます。本市ではどのように取り組まれるのでしょうか。

２点目は、新型インフルエンザ対応について、自治体独自の対応の可能性についてであります。４月に発生した、ブタ由来Ａ／Ｈ１Ｎ１の新型インフルエンザは、瞬く間に全国に拡大し、我が葛城市においても、２学期に入り、感染者が急激に増加し、幼稚園、小学校、中学校では学級閉鎖、学年閉鎖があり、教育現場では授業や給食などでも大きな影響下にあります。約半年前の議会での全員協議会の席で、平成17年11月15日の鳥インフルエンザＨ５Ｎ１等対策に関する関係閣僚会議後に、厚生労働省が中心に関係諸省庁で策定された新型インフルエンザ対策行動計画について、強毒性の鳥インフルエンザＨ５Ｎ１を念頭に策定されたものを今回のＨ１Ｎ１の新型インフルエンザに適用することへの疑問として申し上げたところですが、国の新型インフルエンザ対策本部、平成21年５月22日の基本的対応方針での当時の専門家諮問委員会の意見、「現時点では、基本的には国民に新型インフルエンザウィルス、

Ｈ１Ｎ１に対する免疫がないと考えるべきであり、かつそれに対するワクチンが存在しないこと。２つ目として、基礎疾患、慢性疾患を有する者を中心に重症化する傾向にあり、一部、死亡例が報告されていること。３、ウイルスの感染力やウイルスがもたらす病原性等について未解明な部分があること。４つ目として、感染を繰り返すことによりウイルスが変異する可能性があることなどから、症状は季節性インフルエンザに類似するとしても、慎重に対応する必要があると考えられる」というものを尊重するものであります。しかしながら、現在の幼稚園、小学校、中学校での新型インフルエンザによる教育現場での混乱を考えると、自治体独自での県や国への働きかけや対応策はないのでしょうか。

以上２点であります。再質問は、自席より行いたいと思います。

下村議長　教育部長。

高木教育部長　９番、阿古議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

まず、子ども・若者育成支援事業についてということでございます。藤井本議員のご質問へのお答えと重複する部分がございますが、阿古議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のように、ゼロ歳児から青年の世代に渡る多様なご相談に対応できる窓口や組織の設置は、本市にとっても課題であると認識しているところでございます。子ども・若者育成支援推進法を受けて積極的な対応が求められるところであり、県の方でも、この法を受けて、来年度よりモデル的試行を求めていると聞き及んでいるところでございます。本市といたしましても、県の動向を見守りながら前向きに取り組みを探ってまいりたいと考えておるところでございます。

そんな中で、ご承知のように、適応指導教室では、中学校を卒業した子供たちにも支援を継続し、社会的自立ができるよう、引き続き支援させていただいております。中学校を卒業しても、本市適応指導教室に姿を見せて、日々、社会的自立に向け、取り組んでいる子供たちの姿を見るにつけ、いつでも気軽に相談できる場、帰ってこられる場づくりは重要であると考えておるところでございます。よって、適応指導教室の延長として手がけられるものが何かを探りつつ、それだけでは対応できない場合は新たな組織づくりも視野に入れながら、今後、市長部局と十分連携を図りつつ、市全体の取り組みとして展開してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、新型インフルエンザでございます。教育委員会の方としての答弁をさせていただきます。

本市の幼稚園、小中学校における園児、児童、生徒の新型インフルエンザの感染については、本年５月中旬に罹患者が発生して以来、しばらく小康状態にありましたが、２学期を迎え、感染者が急激に増加し始めました。市教育委員会といたしましては、緊急用マスクの準備や消毒用アルコールの設置、子供たち及び保護者に対する注意喚起の文書配布など、新型インフルエンザの流行防止に努めてきたところでございます。県においては、新型インフルエンザの流行が秋以降に拡大することが予想されることから、その蔓延防止に向けて、８月末、県新型インフルエンザ対策本部の判断といたしまして、県教育委員会より以下の通知がございました。すなわち、１学級の感染者が３名以上となれば学級閉鎖とし、複数学級が学

級閉鎖になった場合は学年閉鎖、複数学年が学年閉鎖になった場合は休校処置とするというものでございます。いずれも閉鎖期間は５日とされ、本市におきましても、そのルールに従って対応し、感染の拡大防止に努めてまいったところでございます。

本市におきます新型インフルエンザの流行状況でございますが、２学期のシルバーウイーク以降、感染が市内全幼稚園・小中学校に拡大し、先ほどご説明いたしました学級・学年閉鎖の処置を実施いたしておるところでございます。先ほど申し上げました閉鎖に係る基準については、９月18日に見直しが図られ、学年閉鎖や休校処置については基準の緩和がなされましたけれども、３人以上の罹患者が発生した場合に学級閉鎖を行うという部分は見直しがなされず、今日に至っているところでございます。そして、いまだもって新型インフルエンザ流行は沈静化せず、同じ学級で２回、３回と学級閉鎖をせざるを得ない場合が生じておるところでございます。園、校の教育活動、とりわけ授業への影響が懸念されるところでございますが、そのため、各学校においては土曜日、平常日の７時間目、あるいは冬季の休業中の学習の補修を実施、計画をしているところでございます。今後、さらに季節型インフルエンザの流行も懸念されることから、授業の補充を一層配慮していく必要があると考えているところでございます。

なお、市教育委員会といたしまして、県教育委員会に対し、学級閉鎖基準の見直しを要望しているところではございますが、県の新型インフルエンザ対策本部等の判断が現時点で変更される状態じゃないとの返事をいただいているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

下村議長　９番、阿古君。

阿古議員　今、２点の答弁をいただきました。１点目の子ども・若者育成支援施策についてということでは、非常に前向きな答弁をいただきましてありがたいと存じております。その点につきましては、市長の公約でもあったと思います子どもたちの教育場面、環境場面の整備ということは、非常に力を入れていかなくてはいけないという、そのお気持ちが非常に感じておりましたので、また、それにつきましては、市長の思いも聞かせていただけたらと存じます。

それと、２点目です。２点目の方は、やはり、その対応では間違いないんやろうと思います。やはり、弱毒性であれ、これだけの感染力を持つというインフルエンザに対しての厚生労働省の対応というのは見事やなとは感心しております。ある意味、ピークをおくらすことによって、なだらかに感染者が出るピークを持っていくという、その方策とかワクチンの対応の仕方というのは非常に敬意を表したいなと思います。そして、教育現場等、保育所も含めて、そういう対応をされている現場の方々の苦労には感謝を申し上げたいと思います。しかしながら、やはり教育現場、特に教育現場を感じますと、何らかの工夫ができないのかということは、改めて感じております。その辺の答弁を、また市長の方からお願いしたいと思います。

下村議長　市長。

山下市長　阿古議員からの質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、子ども・若者支援事業ということでございます。これは昨日の辻村議員から、また、

藤井本議員からも質問があったような青少年センターや、あと、それに引き続く子ども・若者支援事業ということの葛城市の拡充というお話だというふうに思います。葛城市では、旧當麻町では、特に14年前から適応指導教室というところに力を入れてまいりまして、県下でも有数の市だというふうに言われておりますし、これは胸を張ってサポートさせていただいているんだということが言えるんだと思っております。来ていただいております先生を中心に、いろいろと国の方針であったり、県の方針であったりというところと力を合わせながら、そういう若者の支援体制というのをどのように構築していけるのか、まだ構想段階ではございますけれども、何とかその体制を確立できないかというふうに思案しているところでございますんで、昨日から申し上げているように前向きに検討してまいりたいというふうに思っております。

それと、インフルエンザの問題でございますけれども、何らかの緩和というか、子供たちの勉強のおくれなり何なりという問題もあるんで、できないかということでございますけれども、当市の方から何度も県の方に問い合わせ、また、お願いというか、３人以上という基準に対して緩和できないかというお話をさせていただいておりますけれども、県のインフルエンザ対策本部としては、医学的見地の方からも、しばらくこのままでいくという、当分の間、基準を緩和するという方針はないというお答えをいただいております。引き続き、その要望というのは、保護者の思いもありますし、また子供たちの学校のおくれということもありますんで、要望はしていきたいと思いますけれども、医学的な見地でその感染に、また、どのような病状が出てくるのかということも含めてまだ解明されていない部分があるのかなというのもありますんで、その推移を見守っていかなければならないのかなと。ちょっと、うちとしても何とかしたいと思いながらも、基準が緩和されないということで、歯がゆい思いはしておりますけれども、ご理解をいただきたいというふうに思います。また、子供たちの勉学の部分とかということに関しては、教育委員会、市を挙げて、どのようなサポート体制がとれるのかということを検討して推進していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

下村議長　９番、阿古君。

阿古議員　葛城市は、非常に子ども、若者、青少年に対するアフター、ソフト事業が県下でも進んでいるように感じております。葛城市が奈良県で一番であるということは、非常に誇らしいことやと思います。ですから、先陣を切って走るのは大変な労力がいるかと思いますけども、ぜひとも、その気持ちを酌んで取り組んでいっていただきたいと思います。

２点目のインフルエンザにつきましては、厚生労働省の新型インフルエンザ対策推進本部から、平成21年11月17日付、これは都道府県新型インフルエンザワクチン担当部局あてですが、新型インフルエンザワクチン接種回数、製造計画及び標準的接種スケジュールの変更等についてという事務連絡によりますと、11月17日現在においてのスケジュールとして、これからのワクチン接種対象者である１歳未満の小児の保護者及び優先接種対象者のうち、身体上の理由により予防接種のできない者の保護者等、もう一つとして、小学校高学年に相当する年齢の者、もう一つとして、中学生に相当する年齢の者のワクチン接種時期の前倒しが明

示され、また、本スケジュールは、各カテゴリー、対象者の摂取率が100％であることを前提としているため、そうでない場合のときにはさらなる前倒しをする可能性がありますと明示されております。このことについて、多分、各部署で、またいろんな情報が流れてくると思います。中学生につきましては、特に中３生につきましては、受験シーズンを迎える大切な時期でもあります。そういう対応もしていただいているように聞き及んでおりますが、県より連絡がありましたら、特に迅速な対応を再度お願いして、私の一般質問は終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

下村議長　阿古和彦君の発言を終結いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休　憩　午前１１時３６分

再　開　午後　２時００分

下村議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

18番、白石栄一君の発言を許します。

18番、白石君。

白石議員　議長の許可を得まして一般質問をさせていただきます。

私の質問の第１は、平成22年度、来年度の編成予算について。第２は新庄クリーンセンター前職員による告訴処分等についてであります。第３は国道24号線、県道寺口・北花内線交差点付近の交通安全、渋滞の緩和等についてであります。

まず、平成22年度の予算編成に当たって、市長並びに財政部局が示された平成22年度予算編成方針についてお伺いをしてまいります。

予算編成方針は、地方自治体の住民の福祉の増進を図るという責務を果たすことを大前提に、新市建設計画や総合計画などの諸計画、山下市長が掲げたマニフェスト、明るい葛城市づくりのための５カ条等の実現を目指し具体化をするために、予算編成に際して市長の姿勢や基本方針、さらに市民と葛城市を取り巻く社会経済情勢や市民の暮らしぶりや葛城市の財政状況などを明らかにし、それを組織全体に徹底させ、予算全体が全庁的な立場で総合的、統一的に作成されるところに意義がある、このように考えます。既に市のホームページに掲載されているところでありますが、改めて平成22年度の予算編成方針について説明を求めるものであります。

次に、住民の福祉の増進を図ることが責務である地方自治体が、今こそ、その役割を発揮し、住民負担の軽減、子育て支援の拡充など、市民の暮らしを応援する予算を編成すべく、具体的な施策の実行を求めて質問をしてまいります。

第１は、被保険者の大きな負担となり高齢者の生活を圧迫している介護保険料、利用料の引き下げについてであります。ご承知のように、平成18年度より実施された第３期介護保険事業計画に基づき、１号被保険者の保険料は基準月額2,650円から54.7％、1,450円も引き上げられ、全国平均4,090円を上回る4,100円とされました。ところが、第３期介護保険事業計

画は３年連続の黒字で、最終年の平成20年度決算では7,920万円もの黒字となり、介護給付費準備基金は１億2,000万円に上っています。第４期介護保険事業計画の策定に当たって保険料の見直しを適切に行っていきたいと言っていたにもかかわらず、保険料は4,100円に据え置かれ、これから３年間も過重な負担が押しつけられようとしているのであります。介護給付費準備基金１億2,000万円を取り崩して、無収入の人や所得の低い人を中心にした保険料の引き下げを直ちに実施すべきではないでしょうか。

また、１割の利用料の負担の上に介護施設の居住費や食費の全額利用者負担が押しつけられ、多くの高齢者は、介護の必要性からではなく、幾ら払えるかによって受けるサービスの内容を決めざるを得ない状況になっています。利用料を軽減する市独自の制度が必要です。あわせて答弁を求めるものであります。

次に、国民健康保険税の減免制度の充実についてお伺いをいたします。

葛城市の国保加入者の所得の実態は、所得ゼロの世帯が全世帯で占める比率は25.3％、100万円以下の世帯は44.4％、200万円以下の世帯は66％にもなっています。もともと国保の加入者は、所得の低い人が多く加入している保険なのであります。ところが国保税は、収入がなくても、少なくても、平等割や均等割、資産割が課税され、他の税金に比べて過重な負担となる仕組みになっているのであります。本年の厚生労働省の発表によりますと、市町村が運営する国民健康保険の保険料を１カ月でも滞納した世帯が、平成20年６月１日現在で453万世帯に上り、加入世帯に占める割合は平均で20.9％と過去最悪になっています。厚労省は、無所得や低収入の加入者がふえ、年々上昇する保険料を支払う余裕がないためと分析をしています。奈良県内では滞納世帯が４万4,170世帯で、滞納割合は、ほぼ全国平均と同じ20.8％ですが、葛城市は滞納世帯が1,195世帯で、滞納の割合は全国、奈良県平均を上回る22.3％にもなっています。払いたくても払えない滞納者がますますふえ、このままでは皆保険制度が崩れてしまいます。加入者の負担を軽減する市独自の減免制度をつくり、払える国保税、だれもが安心して病院にかかれる保険制度に改善をすべきではないでしょうか。答弁を求めるものであります。

次に、子供の医療費助成制度の充実についてお伺いをいたします。

山下市長が初めて編成された平成21年度予算において、乳幼児の医療費助成を、入院と歯科について、小学校卒業まで拡充されました。医療費助成の拡充は子育て世代の負担を軽減するとともに、子供の健康を支える子育て支援の重要な施策であり、子供が病気のときぐらいお金の心配をせずに診てもらいたいと願う若い親たちの思いにこたえるもので、大いに評価できるものであります。平成22年度の予算編成において助成の対象を通院にも拡大をし、さらに日本医師会が鳩山内閣に子供の医療費は中学校卒業まで無料にと申し入れをしたように、時代の流れを先取りする中学校卒業までの助成を目指して取り組まれることを求めるものであります。市長の所見をお伺いいたします。

第２は、新庄クリーンセンター前職員に対する告訴処分等についてでございます。

12月７日、新庄クリーンセンター前職員による産業廃棄物の塗装缶を違法に焼却処分したとして、市は塗装業者も含め、奈良地検に告訴状を提出いたしました。市の調査には限界が

あり、司法にゆだねたいとのことでありますが、本件は百条調査委員会の最終報告において明らかにされた不当利得の請求や違法行為に対する告発など法的処理を求めていた事項にこたえるものであり、再発防止に一歩踏み出したものであると考えます。告訴という形で司法に処分をゆだねることはやむを得ないことと考えますが、何よりも重要なことは、市独自の取り組みによる不当利得の請求、損害の回復、地方公務員法や内部規定に基づき適正な対応処分を行い、地方公務員として、葛城市としての信頼の回復に取り組むことでございます。さらに、その経過と結果を市民に公表し、再発防止に万全を期さなければなりません。現在の取り組みの状況と到達点について、改めて説明を求めるものであります。

次に、国道24号線、県道寺口・北花内線交差点付近の交通安全、渋滞の緩和についてお伺いをしてまいります。さきの３月定例議会の一般質問で既に取り上げた問題でありますが、その後の実態を踏まえ、改めて改善を求めてまいりたいと思います。

ご承知のように、この間、スーパー万代がオープンしたこともあって、近隣からの車による買い物客の通行が激増し、交通事故の危険が一層高まっています。渋滞もひどくなっています。とりわけ、県道寺口・北花内線を利用する歩行者や自転車などの通行は大変危険な状況になっています。早急な対策が求められています。せめて、歩行者の安全を確保するため、県道寺口・北花内線の国道24号線からウェルネス新庄の間に歩道の設置等、歩行者や自転車など、交通安全の対応が求められていると思います。いかがお考えでしょうか、所見を求めるものであります。

次に、新たにスーパー万代など商業施設の集中に伴う国道24号線の交通渋滞の緩和、新町や笛堂を初め周辺地域の交通量の増加に対する対策について、その後どのように取り組まれてこられたのでしょうか、お伺いをしてまいりたいと思います。

３月の部長の答弁では、南北幹線道の整備のおくれにより、道路に対して車の絶対数が多い状況ではどうにもならないといったところであり、さらに京奈和道路の全線開通、葛城川左岸道路の改良完成が待たれるなどと、全く具体的な対策が打てないということでありました。しかし、３月から12月までの間にどのように対策がとられてきたか、改めて伺っておきたい、このように思います。

以上であります。再質問は自席からさせていただきます。

下村議長　総務部長。

大武総務部長　ただいま白石議員の方からご質問ございました、大きくは１番目の来年度の予算編成の関係でございます。その中で、細かく４点ご質問がございました。予算編成方針、介護保険、国保税、子ども医療費と、この４つの中で予算編成方針について、私の方からご答弁を申し上げ、また、あとの３点につきましては所管部長の方からご答弁を申し上げたいと、こういうふうに考えております。

まず１点目の予算編成方針でございます。この件につきましては、本年１月４日に全部長、課長、課長補佐、約90名ほど出席いたしまして、平成22年度の予算編成方針説明会を開催したところでございます。内容につきましては、議員仰せのとおりホームページで公表もさせていただいております。本日は、その概要だけをご説明申し上げたいと、こういうふうに考

えております。

本市の平成20年度決算では、地方公共団体の財政運営の弾力性を示す経常収支比率につきましては91.2%となっております。前年度から4.5ポイントの悪化というふうな数字となりました。これにつきましては、平成19年度は一時的な法人税の増がございましたので、こういう点で若干数字が変更になったということでございますけども、平成20年度では通年ペースに戻ったことによるというふうな考え方をいたしております。また、そういうことで、平成19年度に比べまして経常経費に充当いたしました一般財源額も増加をいたしましたので、歳入歳出面で財政の硬直化を示すこととなっており、結果的には基金の取り崩しによる決算の対応を余儀なくされたところでございます。

財政運営を行う上で貴重な財源となる積み立て基金の残額、普通会計ベースでございますが、これは平成19年度に比べ5億6,600万円余りも減少いたしております。平成21年度末では18億1,400万円というふうな状態になってきております。今後においても、歳入面におきましては自主財源の柱と言うべき市税収入につきましては減額が見込まれ、また地方交付税におきましても増額は期待できないと、こういうふうな状態でございます。歳入における一般財源の安定的な確保ということにつきましては、非常に困難な状況にございます。

また一方、歳出面でございますけども、医療費等を初めとする扶助費、各特別会計への繰出金、新市建設計画に伴う普通建設事業費等の著しい増加が見込まれまして、本市の財政構造は弾力性が失われつつあり、厳しい財政運営が強いられてくることが予想をされているところでございます。平成22年度の予算編成に当たりましては、まず新市建設計画に基づき、適切な予算要求を願うということでございまして、試行的に枠配分予算というのを取り入れまして、指定する経費についての目標額の設定を行いまして、歳出抑制と予算配分の重点化、効率化を図ることといたしております。なお、編成方針でも述べておりますけども、本年は試行的に枠配分予算を取り入れた予算編成でございます。並行して、これまでの査定を通じての本市の色合いの出せる予算の内容をつくり上げていく考えでございます。議員も仰せのように、長引く不況によりまして、大変厳しい経済情勢のもとでの市民の暮らしを守っていくために、弱者に手厚い予算となるように努力をしていく所存でございます。なお、個々の施策等の拡充、縮小、新市建設計画事業の推進等につきましては、その事業の効果などを十分精査をいたした中で、査定を通じて事業規模、また年次的な方向づけをさせていただきまして、予算化を図っていく考えでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

下村議長　保健福祉部長。

花井保健福祉部長　18番、白石議員の１点目の平成22年度予算編成についてという中での介護保険の保険料、また利用料の引き下げをするために介護給付費準備基金を活用するなど、自治体としての対策についてはということで答弁させていただきます。

平成22年度は第４期介護保険事業計画の期間の２年目に当たりまして、現在の介護給付費準備基金の保有額につきましては、議員からお話がございましたように、約１億2,000万円となっております。その要因につきましては、第３期事業期間の介護給付費が計画値を下回っ

たためでございまして、黒字額が１億500万円となり、余剰金を準備基金に積み立てられたものでございます。準備基金につきましては、次期計画期間において適切に歳入として繰り入れるべきものとされております。こうした考えから、第４期事業期間の３年間で合計5,025万円を基金から取り崩す計画をしております。その主な対策の１つとして、介護保険料の上昇を抑えるとともに、保険料段階を細分化し、保険料率の軽減等を図ったものでございます。一方、利用料につきましては高額医療合算介護サービス費を初め、従来からの利用者負担軽減措置により対処していきたいと考えております。今後も高齢者を取り巻く社会情勢は大変厳しい状況ではございますが、必要なサービスが必要な方に届くよう介護保険事業を推進していきたいと考えておりますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

下村議長　市民生活部長。

安川市民生活部長　それでは、白石議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、平成22年度の予算編成の中の２番目のお尋ねのところでございます。

国民健康保険税での減免制度につきましては、前年中の所得が一定の基準を下回る場合には７割、５割、２割の軽減割合に応じて国保税が減額される法定減免制度があります。また、これ以外にも、窓口の申請によります減免制度を実施しております。国民健康保険税条例の第23条には減免制度について規定しておりまして、これには災害により甚大な損害を受けた者、当該年中の所得がなしとなった者、これに準ずると認められる者、これ以外に特別の事情がある者につきまして、納税者の申請により国民健康保険税を減免するものでございます。現在、葛城市では、平成20年度において15件の申し出がございまして、この制度をご利用いただておるところでございますが、この制度の周知につきましては税に関係いたします広報紙ともにＰＲをいたすわけでございます。さらに、生活困窮者につきましては、納税相談におきましてその生活状況を把握いたしまして、適切な運用並びに制度の充実に努めてまいりたいと思います。

次に、子どもの医療制度の助成制度の充実など、住民負担の軽減についてということのご質問でございます。

葛城市では、子育て支援の一助といたしまして、合併時の申し合わせ事項でもあり、平成17年４月より県に先駆け所得制限を撤廃し、一部負担をお願いしながら市単独の事業として乳児医療の対象者を小学校就学前までに引き上げ、入院、通院も含め、医療費の助成を実施してまいりました。また、本年４月診療分からは、入院と歯科診療に特定してではありますが、小学校修了時まで引き上げて助成を行っております。医療費助成を小学校修了まで通院も含んで全て拡充いたしますと、新たにおおむね2,900万円の費用が見込まれ、中学校修了までとなりますと、おおむね4,700万円、市といたしましては新たな財源が必要になるわけでございます。本年８月現在の県内の葛城市以外の実施状況を報告いたしますと、大和郡山市、香芝市、斑鳩町が入院のみ、山添村が通院、入院ともに小学校修了まで、黒滝村が通院のみ、天川村が通院、入院ともに中学校修了までに拡大して実施されているところでございます。この乳幼児医療助成につきましては、福祉医療施策としての役割に加え、少子化対策、子育て支援策としても位置づけられ、子育て家庭の経済的な負担の軽減という重要な役割を担っ

ております。しかしながら、福祉医療制度を将来にわたり持続可能で安定的な制度とする必要があります。また、市としても厳しい財政状況を強いられている状況にあります。医療助成は小学校修了まで引き上げて実施したばかりでもありますので、近隣の実施状況や市の財政状況を見ながらではありますが、しばらくは現状の制度を維持してまいりたいと考えております。

次に、新庄クリーンセンターの現況、今後の取り組みについてということでお答えをさせていただきます。

12月３日に当該職員並びに塗装業者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、奈良地方検察庁に告訴いたしました。告訴に至ります状況については、藤井本議員の一般質問で申し上げましたので割愛させていただきます。告訴という形で司直の手にゆだねました以上は、このペイント缶焼却の問題は今後の推移を見守ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

下村議長　企画部長。

森川企画部長　白石議員からご質問いただきました不当利得、また今後の取り組み、また到達点等についてのご質問でございました。それにお答え申し上げます。

不当利得による損害賠償の民事提訴につきましては、ペイント缶焼却とあわせまして、当該職員に対しての事情聴取を10月６日に行う準備をいたしておりましたが、本人の体調不良により延期が余儀なくされております。また、11月５日の奈良地方検察庁の当該職員への事情聴取以降、長期療養の届けが提出されましたので、事情聴取は実施できないままに終わっております。民事提訴並びに懲罰委員会の開催のいずれの案件につきましても、個人の名誉に関する問題でございますので、慎重審議を重ねなければなりません。当該職員の事情聴取抜きには、これらの実施に踏み切ることは、いかにも欠席裁判の様を呈し、許されるものではないと考えております。また、行政側といたしましても、奈良地方検察庁の捜査により関係書類が多数押収されましたので、早急に結論を出せる状況ではございません。ただいま申し述べました事情により、民事提訴及び懲罰委員会につきましては刑事訴訟の推移を見守りつつ、押収されております関係書類の返却、当該職員の事情聴取が実現・実施できまして後、顧問弁護士とも十分協議の上、慎重に対処してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

下村議長　都市産業部長。

石田都市産業部長　それでは、白石議員のご質問でございます国道24号線、県道寺口・北花内線の交差点付近の通行の安全、渋滞の緩和ということにつきましてご答弁を申し上げます。

県道寺口・北花内線の歩道設置ということでございますが、この交差点より東方向になりますが、路線名が橿原新庄線に変わってまいります。そして、葛城川から東、大和高田市奥田、それから葛城市新村、御所市柳原方面につきましては、現在、改良事業が進められております。しかし、用地補償、大和高田市区域における道路法線、また御所市柳原地区での用水路等の問題がございまして、事業が一時中断状態となっておりました。しかし、本年より事業が再開されまして、間もなく用地買収の運びとなっております。

この道路は、新村・薑地区の工業地域より現在建設中の京奈和自動車へのアクセス道として建設されているものでございます。しかし、ご指摘のとおり、国道24号線交差点付近には商業施設が立ち並びまして、また24号線より葛城川までは歩道がない状態になっております。計画当時より、この付近は大変さま変わりした状態になっておりますので、今回の事業に合わせまして改良計画に組み入れることができないか、県に対しまして強く要望してまいりたいと思っております。

次に、24号線交差点の渋滞対策ということでございますが、この件につきましては、本年３月議会におきましてもご質問をいただいているところでございますが、その中で、右折車両が非常に多い交差点ですので、交通監視センターで車両監視システムにより信号停止期間をコントロールしていただいていますとご答弁申し上げましたが、本線となります24号線の通行車両が非常に多いため、渋滞緩和が図れない状態となっております。３月以後、土木事務所におきまして道路構造令以上の右折レーンの延長につきましても協議を重ねてまいりましたが、商業施設が立ち並び、道路幅員の確保が非常に難しい状況にございます。また、24号線より橿原方面への迂回路、こういった点についても県関係者を交え、これからも十分検討を重ね、渋滞緩和に向け、最良の方法を摸索してまいりたいと思います。また、五條、和歌山方面への通過車両につきましては、一日も早く京奈和道を利用でき、当地区での渋滞緩和が図れますよう、早期完成の要望をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

下村議長　18番、白石君。

白石議員　それぞれ所管部長からご答弁をいただきました。必要に応じて市長からもご答弁をいただきたい、このように思います。

まず、予算編成方針についてであります。

編成方針では、政権交代後の新政府の施策や政府予算編成などの国の動向が把握できない状況のもとで、本市の経常収支比率の悪化や税収の減額など、厳しい財政運営が強いられていることが予測されるとの認識の上に、住民サービスの向上を原則としながら、全事業見直し、必要不可欠なサービスを骨格として重複する事業を統合整理し、継続する意味を見出せないものについては廃止もやむなしの覚悟で取り組むとの姿勢を強調され、新市建設計画に基づく適切な予算要求を促し、さらに試行的に枠配分予算を取り入れ、歳出の抑制と重点化、効率化を図ることを求めています。

予算編成方針は、日本経済や新政権の動向、本市の財政状況等、厳しい財政環境が強調されていますが、市民の置かれている厳しい生活実態や地域経済には全く触れられておりません。事務事業の見直しや、無駄な経費を削減することは当然のことでありますが、これらのことが中心的な方針とされ、住民サービスの向上、つまり予算を通して住民福祉の増進を図るという地方自治体の最も大切な役割を実行すべき方針が示されていないと思います。私は、平成22年度の予算編成に当たっては、何よりもまず住民負担の軽減、高齢者福祉や子育て支援の拡充など、市民の暮らしを応援する思い切った予算要求を求めるべきではないでしょうか。この点、市長の答弁を求めておきたい、このように思います。

次に、介護保険料の引き下げ、利用料も同じではございますが、部長の答弁では、次期の事業計画に向けた準備基金そのものは歳入に繰り入れられることになっておるので、引き下げには使用できない、こういうことでございました。私は、介護保険事業というのは、これは自治事務であって、介護保険法に基づいて介護保険料を条例で定めれば、これはできることであって、厚労省のそういう枠組みを尊重しなければならないということではない、このように思います。そういう点で、介護保険事業における住民負担を軽減するという、そういう立場に立たれていない、このように言わざるを得ないと思います。

改めて例を挙げて質問させていただきたいと思います。市内在住のＭさん、男性であります。Ｍさんは71歳で無年金、収入はありません。64歳の妹さんと家賃２万4,000円の借家に同居をしています。妹さんはパートに出られ、145万円の年収がございます。同居している妹さんに収入があるために、Ｍさんは収入がないにもかかわらず介護保険料は月額4,100円、年額にして４万2,900円、基準月額の保険料が掛けられています。全く収入がない人であります。このことからして、介護保険料が本当に無収入者、低所得者に対して大変厳しい負担になっている、こういうことが如実に言えるのではないでしょうか。こういう実態を放置しておいて、１億2,000万円ため込んだお金は第５期の事業計画の歳入に充てていく、こういうことは私は許されない、このように思うわけでありますが、いかがでしょうか。

あわせて、国保税の減免制度の問題についても例を挙げてお伺いしたい。同じくＭさんの場合でありますが、先ほど申しましたように、兄妹で家賃２万4,000円の家に住んでいます。このＭさんの場合、国保税はどの程度になるでしょうか。先ほど部長が答弁されたように、確かに法定減免が適用されています。７割、５割、２割の減免であります。Ｍさんは２割の減免が適用され、年額10万3,300円、月額8,600円もの負担になっているのであります。兄妹合わせて月収12万円程度で家賃が２万4,000円の世帯に年額10万3,300円の国保税は、余りにも過重な負担であります。このような方がどうして、先ほど部長が答弁された国民健康保険税条例第23条の特別の事由がある者として減免が適用されないのでしょうか。改めて説明を求めたいと思います。

また、このご兄妹世帯の生活保護基準額を試算してみますと、家賃２万4,000円を加えた基準月額は11万9,500円であります。一方、収入月額の方は、妹さんの月収12万円から基礎控除２万4,660円を差し引きますと９万6,340円となり、生活保護基準額を２万3,160円下回っていることになります。つまり、生活保護基準以下の収入で今日まで頑張ってきたわけでございます。減免規定がないということであるならば、適用されないということであるならば、生活保護を受けるべきだということでしょうか。この点も明解にご指導をお願いしたい、このように思います。

子供の医療費の助成の問題であります。

本年度から小学校卒業までの入院、歯科の医療費助成制度の拡充のために、医療費支給分として当初予算で1,100万円が予算化されました。その執行状況を見てみますと、10月末までに合計260万4,000円が支給されていると思います。月平均で約37万円、年度末までの執行額は当初予算額1,100万円を大幅に下回り、半分程度の600万円前後になるのではないかと私は

予想をしています。このことからすれば、乳幼児医療費補助の上限を小学校卒業まで大幅に引き上げますと掲げた山下市長のマニフェストのとおり、平成22年度には通院も含めて実施できるのではないでしょうか。ご努力いただきたい。改めて市長から答弁を求めるものであります。

次に、新庄クリーンセンター前職員に対する告訴処分等の問題についてであります。

所管部長から、職員に対する告訴という形で、司直にその対応をゆだねる、こういうことになった。しかし、実際に葛城市として調査委員会あるいは懲罰委員会等の中で審査をし、事情聴取をし、処分を決めていくというのは大変困難な状況にあるということが、るる説明をされました。私は、先ほど申しましたように、司直の手にゆだね、法に照らして処罰を受ける、これは当然のことだと思います。しかし、一番大事なことは、まさにこういうことがあったことに対して、葛城市と市長並びに職員一同がこの問題を真正面から受けとめて、みずからの自浄能力を発揮して、しっかりと出処進退、今後の対策を議論し、百条調査委員会が求めた事項について粛々と実施されていくことが本当に大切なことだと思っています。家宅捜査で貴重な書類が持っていかれている、本人が事情聴取に応じない大変困難な状況にあるけれども、市長以下職員が、本当に市民に対して新しい葛城市をどういうふうにつくっていくんだということの範を示していくためにも、私は粘り強く取り組んでいただきたいということを申しておきたいと思います。

次に、交通安全対策についてであります。

市としての対策というのは全くとれないというのが答弁だったというふうに思います。県道寺口・北花内線の24号線以東の歩道の設置についても、これは県の橿原新庄線、この改良事業を待たなければ対応できない、こういう答弁ではなかったかというふうに思います。私も何度もジョーシンから万代を超えて、ウェルネス新庄の方向へ歩いてみましたが、とてもリラックスをしてウォーキングを楽しむとか、買い物に行くとか、そういう環境にありません。車の出入りが激しい、車が渋滞をして、本当に歩行する場所が、自転車など来れば大変厳しい状況になるわけです。これはぜひ、やはり市としての対応、対策、これを真剣にやっていただきたい、こういうふうに思います。さらに、もちろん24号線の渋滞の問題は交通調査等で、現状どうなっているかということを含めてやっていただきたいと思いますけれども、24号線だけではなくて、笛堂や新村、あるいは南花内や北花内の市街地で交通量がどうなっているかということも調査をいただいて、地域住民の安全を図るための対策をしていただきたい、このことを求めておきたいというふうに思います。

下村議長　白石議員、時間が来ています。

白石議員　再答弁を求めます。

下村議長　市長、答弁、簡略にお願いします。

山下市長　白石議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思います。

時間がありませんので、限られた時間の中で的確に表現できたらというふうに思いますけれども、１番の予算編成を通して住民福祉の向上に努めるべきではないのかと、住民負担の軽減を図るべきではないかというお話でございました。まさに、住民福祉の向上を図ってい

きたいという思いは同じでございます。しかしながら、財源というのは限られておりまして、しかも、この景気の動向の中で当市に入ってくる税の額が大幅に減額をしてくるという予測がなされている中で、住民サービスをできるだけ低下させることなく、それを維持していくということだけでも大変に困難な状況であります。しかも、これから取り組んでいかなければならない事業というものも抱えている中で、できるだけ住民のサービスを低下させないように努力をしていきたいというふうに思っておりますし、今、白石議員がおっしゃっていただいた子供の医療費の助成、これも私が選挙の当初からビジョンとして掲げさせていただいて、本年度は小学校卒業まで入院と歯科診療につきましては助成をさせていただくということに踏み切らせていただきましたけれども、恒久的にうちが助成をし続けていかなければならない単独の財源を確保しなければならないという大きな課題があるわけでございます。ましてや、これから、まだ国の動向でどういうふうになっていくのかわからないけれども、妊産婦の検診の問題であるとか、これは年限を切った、２カ年でしたかね、でされておりますんで、それがもし国の方の補助金、助成が切られた、なくなったという場合に、市としてどういう判断をしていくのかということも、また入ってくるわけでございます。将来的に妊産婦の問題であったり、子供の医療費の助成であったりということをやるというふうにかじを切った場合に、どれだけの支出を葛城市がしていかなければならないのか、その財源をどこにどう求めていくのかということも、しっかりとした計画を立てていかなければならないであろうというふうに考えております。そのためにも、将来、持続可能な体制をとっていくためにも、葛城市の今やっている事業の無駄をできるだけなくして、効率よく、限られた資源の中で住民サービスを向上できるような方法を考えていける体制をとれるための、私は今、準備をしていかなければならないというふうに思っております。

また、クリーンセンターの問題、まさしく我々がこの問題を真摯に受けとめて、以後、こういう問題が二度と起こらないように、どうしていくべきであるのかと。これは、葛城市の危機管理体制をどう構築していくのか。もちろん、起こったことに対して、しっかりと責任はとっていかなければならないということもわかりますけれども、もう二度とこのようなことを起こさないために、危機管理体制をどのようにして築いていくのかということが我々に求められているんだというふうに私は受けとめております。よって、きのうの一般質問の中でも職員研修のお話を少しさせていただきましたけれども、来年の３月１日に危機管理ということで職員の研修を行わせていただく、また来年度に計画的に職員の危機管理体制を、しっかりと持って方針を立てていけるように研修も含めて努力をしていきたいというふうに思っています。１つの結末、結果を得たときに、どういうふうにして我々はこの問題を真摯に受けとめて、これから取り組んでいくのかということもあわせて示させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

下村議長　市民生活部長、簡略にお願いします。

安川市民生活部長　ただいまご質問にありました白石議員の国民健康保険税の減免制度についてでございます。

法定減免の２割減免制度に今の人は該当すると思いますが、国民健康保険税条例第23条に

規定する減免制度には該当されないと思われます。なお、国おいては、新しく倒産、解雇等、自己の意思によらず勤務先を退職したことにより生活が著しく困難となった方を対象にした非自発的失業者に対する国保税の軽減制度の創設を検討されていると聞いています。本市におきましても、現在、減免制度について本当に今の時代にふさわしい減免制度であるかどうか、制度の充実のために精査し検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

下村議長　保健福祉部長。

花井保健福祉部長　生活保護に関しましては、憲法の25条で保障されておるものでございます。今の議員さんからのケースの部分につきましては、収入が最低生活に満たないというようなことにも思われますので、個々のケースにつきましては、社会福祉課の方で十分ご相談に応じていきたいなと、このように思っておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

下村議長　制限時間でございますので、これにて白石栄一君の発言を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま寺田惣一君ほか６名から発議第７号　奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長　ご異議なしと認めます。よって、発議第７号　奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書についてを日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。

本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長　ご異議なしと認めます。よって、本案につきましては委員会付託を省略し、討論、採決を行うことに決定いたしました。

追加日程第１、発議第７号　奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書についてを議題といたします。

本案につき、提案者の説明を求めます。

14番、寺田君。

寺田議員　ただいま上程を賜りました発議第７号　奈良県立医科大学移転計画の見直しを求める意見書について、説明をさせていただきます。

本年10月、県は地域医療再生計画案を発表し、県立医科大学を関西学術研究都市高山第２工区への移転を発表し、附属病院と切り離す方針を示されたわけでございます。移転構想によりますと、同じ敷地にある附属病院を高度医療拠点病院として機能充実を図るため、教育部門を移転させることが必要とされ、さらに９月の奈良県議会予算特別委員会では、現在の附属病院は敷地が狭隘で、改築しようにも手狭な敷地の中に多くの建物が建っており、改築しようがなく、建て替えるにも建て替える場所を選んで順番に行わなければなりません。し

かし、中南和の医療拠点として病院機能を強化しなければならないとし、医科大学を移転することにより立地条件がよくなり、そこにいろいろなレイアウトが可能であると答弁されていますが、果たしてそうでしょうか。

医科大学と附属病院が分離することによって、より高度な医療研究や臨床技術が置き去りにされ、今まで以上の医療レベルが維持されるのは疑問視せざるを得ませんし、増改築についても、土地の有効活用の観点から高層化への考えもあるのではないでしょうか。

附属病院は、中南和地域にとっては高度医療、救命救急医療の拠点として、また各病院間の連結を図る中核として最善の医療を提供するために重要な役割を担う病院として、地域住民にとって必要不可欠な施設でございます。そのためにも、医科大学との併設が最善の策でありますが、将来的にも附属病院の整備・拡充のため、やむなく医大を分離せざるを得なくなったといたしましても、遠隔地への移転には地域住民の総意として、前にも述べた理由によりまして、関西学研都市高山第２工区への移転には賛成することはできません。仮に、附属病院の整備・拡充のために移転を余儀なくされたとしましても、附属病院の近隣の中南和地域にも候補地がたくさんあり、検討の余地があるのではないでしょうか。

よって、県におかれましては、奈良県立医科大学移転計画を見直し、現行の医療体制をさらに充実されることを強く求める次第でございます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。議員の皆様方のご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

下村議長　これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

下村議長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより発議第７号議案を採決いたします。

本案について、これを可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長　ご異議なしと認めます。よって、発議第７号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、日程第２、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、葛城市議会会議規則第104条の規定により、所管事務についての閉会中の継続調査の申し出が出ております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、所管事務について閉会中継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長　ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。したがって、会議規則第７条の規定により本日で閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

下村議長　ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

去る９日の開会以来、議員の皆様方には慎重にご審議をいただき、また格段のご協力によりまして本日まで議会運営が極めて円滑に進められましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして本定例会が閉会するわけでございますが、各執行機関におかれましては、議員各位から会期中に出された意見や要望を真摯に受けとめられ、平成21年度葛城市政の執行並びに平成22年度の予算編成に当たられますよう要望し、私の閉会のあいさつといたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

山下市長　閉会に当たりまして一言ごあいさつを申し上げます。

去る12月９日から開会をされました平成21年第４回葛城市議会定例会の全日程を終えていただき、本日閉会の運びとなりました。その間、提案いたしました人事案件を含め、全議案、10議案を慎重にご審議賜り、いずれも可決、承認をいただきましたことにつきまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。また、この会期中において賜りましたご意見、ご提言、ご要望、これをしっかりと受けとめながら、全職員一丸となり、３万6,000人の葛城市の市民の幸せづくりのために精いっぱい取り組んでまいりたいと思います。

ことし、大変に厳しい年でございましたけれども、来年はさらに厳しくなっていくであろうというふうに予測されるこの経済情勢の中、本当に今、市民にとって何が大事かということを一番に考えて、我々全職員、気を引き締めて頑張ってまいりたいというふうに思っております。議員各位におかれましては、なお一層のご支援とご指導を賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

本年も残すところ、あとわずかになっておるところでございますけれども、議員の皆さんにおかれましては、どうか風邪など引かれませんように、また昨今、はやっております新型インフルエンザにかからぬように体調を整えていただいて、市民の皆さんのためにともに頑張れるように、来年もまたこの場でさまざまな議論をさせていただいて、よりすばらしい葛城市づくりのために、ともに力を尽くして努力してまいりたいと心から思い、心からお願いをする次第でございます。いろいろと事の多い１年でございましたけれども、皆様方のご協

力に心より感謝を申し上げまして、閉会に当たりましての私のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

下村議長　以上で、平成21年第４回葛城市議会定例会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

閉　会　午後３時１２分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議　会　議　長

下　村　正　樹

議　会　副　議　長

吉　村　優　子

署　名　議　員

春　木　孝　祐

署　名　議　員

川　西　茂　一